(2)　日本国外務省が発給した有効な外交旅券を所持する日本国の国民であって、ジョージアに所在する外交使節団、領事機関又は国際機関の業務に従事するもの及び認定を得るべきその家族の構成員は、最初に入国する前に査証を取得することを要求される。

2　1の査証の要件の免除は、ジョージアに入国する日本国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関するジョージアの法令に服することを免除するものではない。

3　ジョージア政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちに日本国政府に通告される。

4　ジョージア政府は、好ましくないと認める日本国の国民に対し、その理由を示すことなくジョージアに入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

5　ジョージア政府は、日本国政府に対し十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

ジョージア外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在ジョージア日本大使館に向かって敬意を表する。

二千十五年五月二日にトビリシで

○厚生労働省告示第二百九十一号

確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第六十七条第一項の規定に基づき、事業主等がその業務の一部を委託することができる法人として、平成二十七年五月二十日付けで次のものを指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年六月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

名称　主たる事務所の所在地

JPアクチュアリーコンサルティング株式会社　東京都千代田区有楽町一丁目十番一号

○農林水産省告示第千四百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県伊達市月舘町上手渡字道下山一、字西ノ入山一六

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県南相馬市原町区高倉字細倉一八、一九、二〇の一、二〇の二、二一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県いわき市常磐湯本町天神五七の一四七、一一四の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町塩ノ原字漆方原一五五四の一、一五五四の二、一七四二の一、一七四二の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡檜枝岐村字駒ヶ岳一二七七の八〇、一二七七の八一、一二七七の八五、一二七七の八七、一二七七の八九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び檜枝岐村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田字笹塚二八五六の二、榛東村大字上野原字吾妻山一の七、二の一九、二の二〇、吾妻郡中之条町大字上沢渡字反下一四四七の五、一四四八の五、一四四九の三、一四四九の九、大字山田字加性二一三八、二一四一の一、二一四二、二一五〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字笹塚二八五六の二、字吾妻山一の七、二の一九、二の二〇、字反下一四四八の五、一四四九の三・一四四九の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字加性二一四二、二一三八・二一四一の一・二一五〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。